

第2回 千葉県公文書管理条例（仮称）に関する検討会議 議事概要

1 開催目的

公文書の適切な管理に向けて、県の基本的な考え方の方針を示す条例の制定に関し、文書管理の在り方も含め多角的に検討するに当たり、専門的な見地から幅広く意見を聴くため。

2 開催日時

令和8年6月10日（水）13時00分～15時00分

3 出席者

(1) 千葉県公文書管理条例（仮称）に関する検討会議 委員

大林 啓吾（慶應義塾大学法学部 教授、公法）

小関 悠一郎（千葉大学大学院教育学研究院 教授、史学）

谷 麻衣子（弁護士）

冨沢 昇（千葉県産業振興センター 理事長、行政経験）

松島 隆一（東京大学空間情報科学研究センター 特任研究員、自治体DX）

(2) 県

齋木総務部次長、山本政策法務課長、原田政策法務課副参事、船田政策法務課副課長、川下政策法務課副課長、岩堀審査情報課長、須賀文書館長

4 会議の概要

(1) 第1回会議の振り返り

第1回会議の概要や方向性案について、県から資料1及び資料2に沿って説明したところ、委員からの質問等は特になかった。

※資料1は、第1回会議において口頭説明した内容を資料化し、配付したもの。

(2) 条例の主要論点（特定歴史公文書関係）について整理と検討

県から資料3に沿って説明するとともに、各委員による意見交換を行った。

論点⑥ 保存期間が満了した文書の取扱い

【委員からの主な意見】

- ・行政文書の移管又は廃棄の決定について、文書館長の同意を要するとのことであったが、行政文書の保存期間満了時における知事及び文書館長の役割についてどのように整理するのか。

⇒ (県(政策法務課)回答) 本条例においては、公文書の管理に関する事務を知事が統括することから、条例上の主体は知事に統一することを想定している。一方、実際の事務については、知事の補助機関である政策法務課及び文書館が担い、移管又は廃棄に際しては、文書館長が同意を行うことを想定している。

・歴史公文書判定アドバイザー及び文書館長の負担軽減の観点から、行政文書の作成時に、歴史的に重要な文書に該当するものにあらかじめフラグを付し、将来文書館に移管するものとして管理する仕組みである、「レコードスケジュール」の導入を検討してはどうか。

・電子文書については、文書管理システムに添付した文書の元データが共有フォルダ内に保存されている場合も多いと思われる。そのため、ガイドライン等により、適切に廃棄できる仕組みを検討する必要がある。

⇒ (県(政策法務課)回答) 電子文書の廃棄については、国のガイドラインや関連通知においても、共有フォルダ等から当該行政文書を削除することや、外部サーバーに保存された当該行政文書へのアクセスを切断することなどの考え方が示されている。

引き続き研究し、ガイドライン等に適宜反映していきたいと考えている。

・移管及び廃棄のプロセスについては、アドバイザーの助言を踏まえ、文書館長が同意し、知事が最終決定を行う構造であると理解している。例えば、知事が文書館長と異なる判断を行う余地はあるのか。

⇒ (県(政策法務課)回答) 知事と文書館長は一体のものとして捉えている。最終的には、移管又は廃棄のいずれについても、知事の命を受けた文書館長の同意を要件とする形で整理したいと考えている。

・アドバイザーの助言は、どのように位置付けられるのか。文書館長が必ずしもこれに従うものではないと捉えてよいか。

⇒ (県(政策法務課)回答) アドバイザーの助言については、文書館が有する専門性を前提としつつ、最終的に同意の判断を行うに当たり、その客観性及び公正性を担保するためのものであり、文書館を拘束するものではない。

ただし、アドバイザーの意見は専門的見地から述べられるものであり、これまでの運用を踏まえても、これを覆すようなことは通常想定しにくいものと考えている。

⇒ (県(文書館)回答) アドバイザーから、当該文書を残すべきとの意見が示された場合には、基本的にこれを尊重している。実際には、アドバイザーの意見と文書館の考え方をすり合わせた上で、最終的な判断を行っている。

・条例上、「アドバイザー」の文言は出てこないのか。

⇒ (県(政策法務課)回答) 歴史公文書判定アドバイザーについては、当面は現行制度を維持したいと考えている。

また、条例上は、知事を主体として同意することとなるが、その同意に当たり、「アドバイザー」という文言は用いず、「歴史資料に関し識見を有する者の意見を聴く」といった表現とするなど、外部の有識者の意見を聴く仕組みを明記する方向で考えている。

- ・知事及び文書館長、文書館長及びアドバイザーの間で意見が分かれることも想定しなければならないと考える。

⇒（県（政策法務課）回答）本条例における権限の主体は知事であり、条例の制定を受けて、今後、知事が定める規則において文書館長の権限を規定することとなる。このことを踏まえれば、そのような事態は想定されないものの、知事と文書館長の意見が異なる場合には、知事の判断が優先するものと理解しているが、その際は政策法務課が間に入り、調整を図ることが現実的な対応であると考えている。

また、文書館長とアドバイザーの意見が異なる場合についても、政策法務課が双方の意見を聴き、要件や基準に照らして整理した上で、具体の事案に即して調整していくことになると考えている。

⇒（県（文書館）回答）現状、文書館の意見と当該文書を作成した所属の意見が異なる場合がある。現在の仕組みでは、所属が廃棄をするときには、文書館長の同意を得ることが前提となるため、所属に意見してもなお廃棄を求める場合には、再協議を行うこととなる。

また、アドバイザーと文書館の意見に相違が生じる場合もあり、その場合には意見のすり合わせを行うこととなるが、アドバイザーの意見を踏まえると、結果として文書を残すことが妥当と判断するのが実態である。

- ・移管又は廃棄に至るプロセスについては、決定権が知事にあることを含め、条例上明確にする必要があるのではないか。

⇒（県（政策法務課）回答）実施機関が知事に協議し、その同意を得なければならない旨を規定する方向とし、また、知事が当該同意を行うに当たっては、第三者である有識者の意見を聴くことについても、条例上明記することを考えている。

- ・再協議に至るなど、所属が強く廃棄を求めるのは、どのような場合か。

⇒（県（文書館）回答）文書館では具体的な判断の指針（歴史公文書該当性）を定めており、これに基づき歴史判定を行っているところであるが、所属と文書館との間では、この指針の解釈をめぐる意見の相違が生じることがある。特に、「県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書」や「県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書」については、廃棄を求める文書がこれに当たるかに関する認識のすり合わせに時間を要する場合があるが、最終的には文書館の判断により対応している。

⇒ (県(政策法務課)回答) 現在の歴史判定の判断基準は要綱で定めており、基本的な考え方に加え、具体的な事例についても示しているところである。今後、要件をより明確にするとともに、ガイドライン等に具体的な内容を盛り込むことにより、見解の相違が生じないように、できる限り整理していきたいと考えている。

- ・ 千葉市においては、歴史判定を公文書等管理審査会で行っているところだが、実施機関の判断と審査会の判断との間で見解が異なる場合がある。その場合には、審査会の判断が優先される取扱いとなっており、千葉県においても同様の流れになるものとする。

論点⑦ 特定歴史公文書の範囲

【委員からの主な意見】

- ・ 私人等から寄贈・寄託された文書は本条例による管理の対象外とし、文書館管理運営規則等に対応するとのことだが、その場合、必ずしも全て保存されるわけではなく、廃棄されるものもあるのか。

⇒ (県(政策法務課)回答) 私人等から寄贈・寄託された文書は、行政文書由来のものではないため、歴史判定の手続を経るものではなく、寄贈又は寄託の条件に照らし、適切に管理し、一般の利用に供することを考えている。
(本条例による管理の対象外であることをもって廃棄するものではない。)

- ・ 例えば歴代知事等が保有していた文書など、県政に関わる人物から寄贈等された文書についても、条例の対象から一律に除外するのか。

⇒ (県(政策法務課)回答) 例えば、県政に関わる人物の手記等は、県の説明責任を全うするという本条例の目的との親和性もあるが、公文書に類するものとして条例の対象とする際の線引きが難しく、また権利関係や利用条件等の課題もあることから、本条例の対象には含めず、引き続き規則等に基づき、個別に調整しながら管理・活用していくことが適当と考えている。

- ・ 他都県の状況を見ると、条例の対象を行政文書に限定する例と、私人等から寄贈・寄託された文書を含める例があり、前者は管理対象を明確にできるものの、保存すべきものを取りこぼす可能性がある一方、後者は保存対象を広く確保できるものの、管理負担の増加が課題となる。

- ・ 私人等から寄贈・寄託された文書についても、県民の財産として適切な管理が必要であり、その取扱いについて整理が必要ではないか。

⇒ (県(政策法務課)回答) 私人等から寄贈・寄託された文書の管理は、所有者等の意思に大きく左右されることから、行政文書と同様に扱うことには難しさもあると考えている。一方で、条例において何らかの規定を設ける可能性を排除せず、引き続き検討していきたい。

- ・現在は「歴史公文書」という文言が使われているものの、条例施行後は使用しない整理となっている。国や他県では使用されていることから、定義を残すことを検討してはどうか。

⇒ (県(政策法務課)回答) 現時点では、「歴史行政文書」と「特定歴史公文書」という定義を設けることを検討しているが、今後の立案過程において、「歴史公文書」の定義を置く可能性を排除する趣旨ではないため、引き続き検討していきたい。

論点⑧ 特定歴史公文書の利用

【委員からの主な意見】

- ・情報公開条例では、文書の閲覧や写しの交付を「開示」としている一方、公文書管理条例では「利用」という文言が用いられている。「開示」と「利用」とを使い分ける趣旨は何か。異なる利用方法を想定していることによるものなのか。

⇒ (県(政策法務課)回答) 情報公開条例における「開示」は、県の保有する現用文書について、その情報を知りたい方々に示すことを前提としたものである。これに対し、特定歴史公文書の「利用」は、公文書を県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものとする条例の趣旨を踏まえた表現である。また公文書管理法においても「利用請求」という文言が用いられていることから、同法との平仄も意識したものである。

なお、特定歴史公文書については、時の経過等を踏まえて利用の可否を判断することが想定されるため、現用文書の開示と比較して、その利用範囲は広くなることが考えられる。

⇒ (県(文書館)回答) 現状の文書館文書の利用については、来館者による閲覧が中心であり、申出があった場合には、閲覧又は写しの交付により対応している。写しの交付に当たっては所定の費用を徴収しており、個人情報等については必要に応じてマスキングを行っている。そのため、実際の運用としては、文書の開示と大きく異なるものではないと考えている

論点⑨ 文書館の役割

【委員からの主な意見】

- ・条例上、「文書館」の文言は出てこないのか。

⇒ (県(政策法務課)回答) 条例上の権限主体については、「知事」で統一することを考えている。一方で、公の施設である文書館については、文書の移管先等として登場することが想定される。なお、条例上の権限の主体又は客体として文書館長を位置付けることは想定していない。

論点⑩ 公文書管理の適正性の担保

【委員からの主な意見】

- ・ 審査請求等に対応する機関として審議会を設置するとのことだが、「審査会」ではなく「審議会」としている理由は何か。
⇒ (県(政策法務課)回答) 本県の附属機関については、一般に「審議会」という名称が用いられることから、現時点ではその名称としている。名称については、引き続き検討していきたい。
- ・ 歴史判定時には外部アドバイザーが関与し、移管後の特定歴史公文書の廃棄に当たっては審議会の意見を聴く仕組みとされているが、なぜ異なる第三者を関与させることとしているのか。
⇒ (県(政策法務課)回答) 歴史判定については、現行制度において、外部の専門家である歴史公文書判定アドバイザーの助言を受けており、アドバイザーが逐次、保存期間が満了する全ての簿冊について確認しているところである。これまで専門性・公正性・客観性の観点から、十分に機能していると認められることから、条例制定後もこの仕組みを基本とすることが適当と考えている。これに対し、特定歴史公文書となった後の廃棄は、極めて例外的かつ限定的であることから、1件ごとに集中的な審議を行うことができる審議会が関与することが適当と考えている。
- ・ 歴史判定については、文書の内容を専門的に判断できる者が、膨大な件数に対応する必要があることから、審議会による審議よりも、アドバイザー制度の方が適していると考えられる。一方で、審査請求等については、文書に関する専門性に加え、法律その他の観点から、公正かつ客観的な判断を行う必要があるため、審議会が関与することに合理性があると考えます。
- ・ 現時点での案では、審議会は自発的に関与するのではなく、諮問等に応じて関与する仕組みとされているが、審議会が制度全般について報告を受け、必要に応じて建議できる機能を持たせることを検討してはどうか。
⇒ (県(政策法務課)回答) 条例施行後は、知事の調査権限や実施機関による報告など、本県の文書管理の適正性を担保するための制度を設ける予定である。これらにより得られた情報を審議会に提供し、審議会から建議をいただくことを含め、引き続き幅広く検討していきたい。
- ・ 審議会の事務局については、政策法務課と文書館のいずれが担う想定か。
⇒ (県(政策法務課)回答) 文書館が利用決定等の判断を行うことを踏まえると、当事者から一定の距離を置く政策法務課が担うことが、客観性の確保の観点から適当ではないかと考えている。加えて、審議会の権能とする予定である公文書

管理制度全般への意見具申について、受け皿となる所属が政策法務課しかないことも理由として挙げられる。

- ・現在、極度の劣化等を理由として歴史公文書の廃棄を行う場合、どのような基準で判断しているのか。
⇒ (県(文書館)回答) 文書館が受け入れた保存文書を(極度の劣化等を理由として)廃棄した実績はなく、そのためアドバイザーに意見を求めたこともない。将来的には、災害等により文書が著しく損傷し、修復が不可能となる場合も想定されることから、そのような場合に備えて、廃棄に関する規定を設けておく必要があると考えている。
- ・アドバイザーと審議会の役割分担については、現在の整理でも運用は可能と考えるが、なお検討の余地があるとも思われるため、引き続き検討されたい。
⇒ (県(政策法務課)回答) 歴史判定又は特定歴史公文書の廃棄のいずれについても、文書が一度失われれば復元が困難であることを踏まえ、慎重に判断すべきものと認識しており、第三者の関与を通じて客観性及び公正性を確保することが必要であると考えている。
もともと、関与の在り方を過度に重層化すると、事務負担が大きくなることも想定されることから、関与の範囲について、引き続き検討していきたい。
- ・審議会については、基本的には、審査請求に適切に対応するための機関として位置付けているものと理解した。この方向で進めてもらいたい。
- ・千葉市における審査会の実務経験を踏まえると、審査請求や移管後の廃棄は比較的まれなケースだと考えられる。歴史判定について、アドバイザーを中心に判断するのは重要なことだが、アドバイザーの判断の後に、審議会が更にチェックを行う仕組みも必要ではないかと考える。引き続き検討されたい。

論点⑪ その他の論点

その他論点とすべき事項について、委員からの意見はなかった。

その他の意見

- ・本条例は、行政の判断について、後からその理由を検証できるようにすることを理念とするものと理解しており、本条例の制定過程についても、適切に記録を残していくべきではないか。
⇒ (県(政策法務課)回答) 本条例の検討を行う政策法務課こそが、率先垂範責任を果たすべきではないかという強いメッセージと受け止めた。本条例の立案過程については、本検討会議における議論の概要を公表するとともに、行政文書として保存することとしたい。

また、本条例案の起案に当たっては、立案過程を跡付ける資料を紐づけるほか、逐条解説において検討過程を明記するなど、後の検証に資するよう、適切に記録を残していきたいと考えている。

(3) 今後の検討スケジュールの確認等

今回は規則やガイドライン等で定める具体的運用について検討を行う。